



② 基礎控除申告書・配偶者控除申告書・所得金額調整控除申告書からの転記  
 令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマカワ タロウ	あなたの氏名 山川 太郎
給与の支払者の法人番号 11223344556677	あなたの住所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	

～記載に当たってのご注意～  
 ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除申告書」については、次の欄面に必ず記載してください。  
 ② 「基礎控除申告書」の「区Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区Ⅰ」欄を参照してください。  
 ③ 「配偶者控除申告書」の「区Ⅱ」欄については、「配偶者控除申告書」の「区Ⅱ」欄を参照してください。  
 ④ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入総額が50万円以下である場合は、「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除申告書 ◆

配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	年齢 55	性別 女	生年 10月5日
配偶者の住所 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の職業 専業主婦	配偶者の収入 生計を一にする事業	

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額		6,973,000

◆ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		400,000

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

区Ⅰ	区Ⅱ	基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 400万円以下 (A) <input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B) <input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C) <input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下 <input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下 <input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	<input type="checkbox"/> 48万円 <input type="checkbox"/> 32万円 <input type="checkbox"/> 18万円	480,000

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が50万円以下の場合は、記載する必要はありません。

① 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養控除等」欄及び「特別障害者」欄に該当する者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれも1名を記載する事で済みます)。  
 ② 要件欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれかの項目についてチェックを付けて記載するとともに差し支えありません。  
 ③ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算して、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

扶養控除等 扶養親族の氏名 ヤマカワ ジロウ	扶養親族の生年月日 1999年5月17日	特別障害者に該当する障害 「養育」(3)に該当
配偶者控除 配偶者の氏名 山川 二郎	配偶者の生年月日 1978年8月0日	特別障害者に該当する障害 「扶養控除等申告書」と同様

(注) (注1)「生計を一にする配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(専業主業専従者として給与を支払う人及び自営事業専従者を除きます)で、本年中の合計所得金額の見積額が50万円以下(給与所得だけの場合は、給与収入金額が103万円以下)の人をいいます。

(令和5年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円	10%	97,500円	(A)×10% - 97,500円
3,300,000円超 6,950,000円	20%	427,500円	(A)×20% - 427,500円
6,950,000円超 9,000,000円	23%	636,000円	(A)×23% - 636,000円
9,000,000円超 18,000,000円	33%	1,536,000円	(A)×33% - 1,536,000円
18,000,000円超 18,050,000円	40%	2,796,000円	(A)×40% - 2,796,000円

(注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

③ 住宅借入金等特別控除申告書からの転記

平成35年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたため、申告します。

新築又は購入に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算
借入金の年末残高 14,000,000	借入金の年末残高 31,000,000
増改築等の費用の額 120,000	増改築等の費用の額 140,000
借入金の残高に係る(注1)の割合 120,000	借入金の残高に係る(注1)の割合 140,000
借入金の残高に係る(注2)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注2)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注3)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注3)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注4)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注4)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注5)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注5)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注6)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注6)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注7)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注7)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注8)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注8)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注9)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注9)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注10)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注10)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注11)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注11)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注12)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注12)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注13)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注13)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注14)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注14)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注15)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注15)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注16)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注16)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注17)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注17)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注18)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注18)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注19)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注19)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注20)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注20)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注21)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注21)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注22)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注22)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注23)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注23)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注24)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注24)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注25)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注25)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注26)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注26)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注27)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注27)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注28)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注28)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注29)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注29)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注30)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注30)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注31)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注31)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注32)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注32)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注33)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注33)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注34)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注34)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注35)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注35)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注36)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注36)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注37)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注37)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注38)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注38)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注39)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注39)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注40)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注40)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注41)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注41)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注42)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注42)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注43)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注43)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注44)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注44)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注45)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注45)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注46)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注46)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注47)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注47)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注48)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注48)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注49)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注49)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注50)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注50)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注51)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注51)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注52)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注52)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注53)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注53)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注54)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注54)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注55)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注55)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注56)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注56)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注57)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注57)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注58)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注58)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注59)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注59)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注60)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注60)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注61)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注61)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注62)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注62)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注63)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注63)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注64)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注64)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注65)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注65)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注66)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注66)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注67)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注67)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注68)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注68)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注69)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注69)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注70)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注70)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注71)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注71)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注72)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注72)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注73)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注73)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注74)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注74)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注75)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注75)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注76)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注76)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注77)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注77)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注78)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注78)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注79)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注79)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注80)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注80)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注81)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注81)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注82)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注82)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注83)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注83)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注84)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注84)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注85)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注85)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注86)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注86)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注87)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注87)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注88)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注88)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注89)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注89)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注90)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注90)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注91)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注91)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注92)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注92)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注93)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注93)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注94)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注94)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注95)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注95)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注96)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注96)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注97)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注97)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注98)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注98)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注99)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注99)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注100)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注100)の割合 12,650,000

平成35年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成26年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

東京都練馬区栄町23-7  
 山川 太郎 様  
 練馬東 税務署長 財務事務課長

借入金に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算
借入金の年末残高 14,000,000	借入金の年末残高 31,000,000
増改築等の費用の額 120,000	増改築等の費用の額 140,000
借入金の残高に係る(注1)の割合 120,000	借入金の残高に係る(注1)の割合 140,000
借入金の残高に係る(注2)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注2)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注3)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注3)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注4)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注4)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注5)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注5)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注6)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注6)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注7)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注7)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注8)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注8)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注9)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注9)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注10)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注10)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注11)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注11)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注12)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注12)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注13)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注13)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注14)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注14)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注15)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注15)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注16)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注16)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注17)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注17)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注18)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注18)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注19)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注19)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注20)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注20)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注21)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注21)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注22)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注22)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注23)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注23)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注24)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注24)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注25)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注25)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注26)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注26)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注27)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注27)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注28)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注28)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注29)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注29)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る(注30)の割合 12,650,000	借入金の残高に係る(注30)の割合 12,650,000
借入金の残高に係る	